

松山駅周辺まちづくり審議会条例

(設置)

第1条 松山駅周辺地区のまちづくりに関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山駅周辺まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 松山駅周辺地区のまちづくりの全体構想に関する事。
- (2) 車両基地跡地の利用に関する事。
- (3) 駅前広場その他松山駅周辺地区の公共施設の整備に関する事。
- (4) 松山駅周辺地区の景観の形成に関する事。
- (5) 松山駅周辺地区のまちづくりにおける市民参画の推進に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、松山駅周辺地区のまちづくりに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係事業者又は団体の代表者
- (3) 松山市市民活動推進条例（平成17年条例第59号）第2条第2号に規定する市民活動を行うもの
- (4) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者
- (5) 市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

(専門分科会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門分科会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。